

橿原市移住支援金申請に係る提出書類

申請者氏名

電話番号

- -

☆ 共通部分

【記入が必要な書類】

- ① 橿原市移住支援金交付申請書（様式第1号）
- ② 同意書（様式第2号）※世帯の場合、課税されている世帯員の直筆が必要。

【世帯主（申請者）の本人確認書類】

- ③ 顔写真がある身分証明書の写し
マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど
※顔写真身分証明書がない場合は、健康保険証 + 年金手帳等の2種類組み合わせ

【橿原市に転入する直前の10年間で通算5年以上、東京23区内 or 東京圏に在住していたことが確認できる書類】※橿原市に転入する直前に連続して1年以上、東京23区内 or 東京圏に在住している必要あり。

- ④ 申請者の世帯全員分の住民票（続柄入り）の写し<原本> ※世帯の場合、世帯主の記載があるもの。
→橿原市役所の市民窓口課で発行
- ⑤ 戸籍の附票又は住民票除票の写し<原本>
※世帯の場合、世帯主の記載がある世帯全員分の住民票除票に限る
→戸籍の附票は本籍地(橿原市に転入前の本籍地)の行政機関(市役所等)で発行
→住民票除票は前住所地の行政機関（市役所等）で発行

【市税等の滞納がないことを確認する書類】

- ⑥ 市税等を納める義務のある者全員について、滞納がないことを証明する書類（直近年度の納税証明書又は完納証明書）<原本>
→申請日において、橿原市または移住元の市区町村が賦課する市区町村税の滞納が無いこと。

【審査対象外の書類】

- ⑦ 申請者アンケート

☆ ㊦東京23区内に通算5年以上在住でない場合（該当者のみ）

※ 下記のうち、該当するすべての書類を用意してください。

【東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、橿原市に転入する直前の10年間で通算5年以上、東京23区内の会社で雇用され、雇用保険の被保険者として通勤していたことが分かる書類】

㊧就業証明書【移住元】（様式第11号）

→転入前に勤務していた会社で発行

※移住元での勤務地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認致します。

※転職等で、複数の東京23区内の会社での在勤期間を合計して5年以上となる場合は、その全ての会社の証明書が必要です。

【東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、橿原市に転入する直前の10年間で通算5年以上、東京23区内に法人経営者又は個人事業主として通勤していたことが分かる書類】

㊨開業届出済証明書及び個人事業等の所得税納税証明書

→税務署で発行

※移住元での勤務地、在勤期間を確認致します。

【橿原市に転入する直前の10年間で通算5年以上、東京圏から東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就業したことが分かる書類】

㊩卒業証明書など

→卒業した大学等で発行

※大学等での在学期間や卒業校を確認致します。

㊪就業証明書【移住元】（様式第11号）

→大学等を卒業後に勤務していた東京23区内の会社で発行

※大学卒業後の勤務地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認致します。

☆ ㊦移住先での勤務体系が県内就業・専門人材・テレワーク（該当者のみ）

※「ジョブなら net」を通じた就業又は専門人材に係る事業を通じた就業、テレワークの場合

【移住後の勤務状況が分かる書類】

㊫就業証明書【移住先】（様式第10号）

→現在勤務している会社で発行

☆ ㊦移住先での勤務体系が起業（該当者のみ）

【奈良県の起業支援金の交付対象者かを確認する書類】

㊬奈良県の起業支援金の交付決定通知書の写し